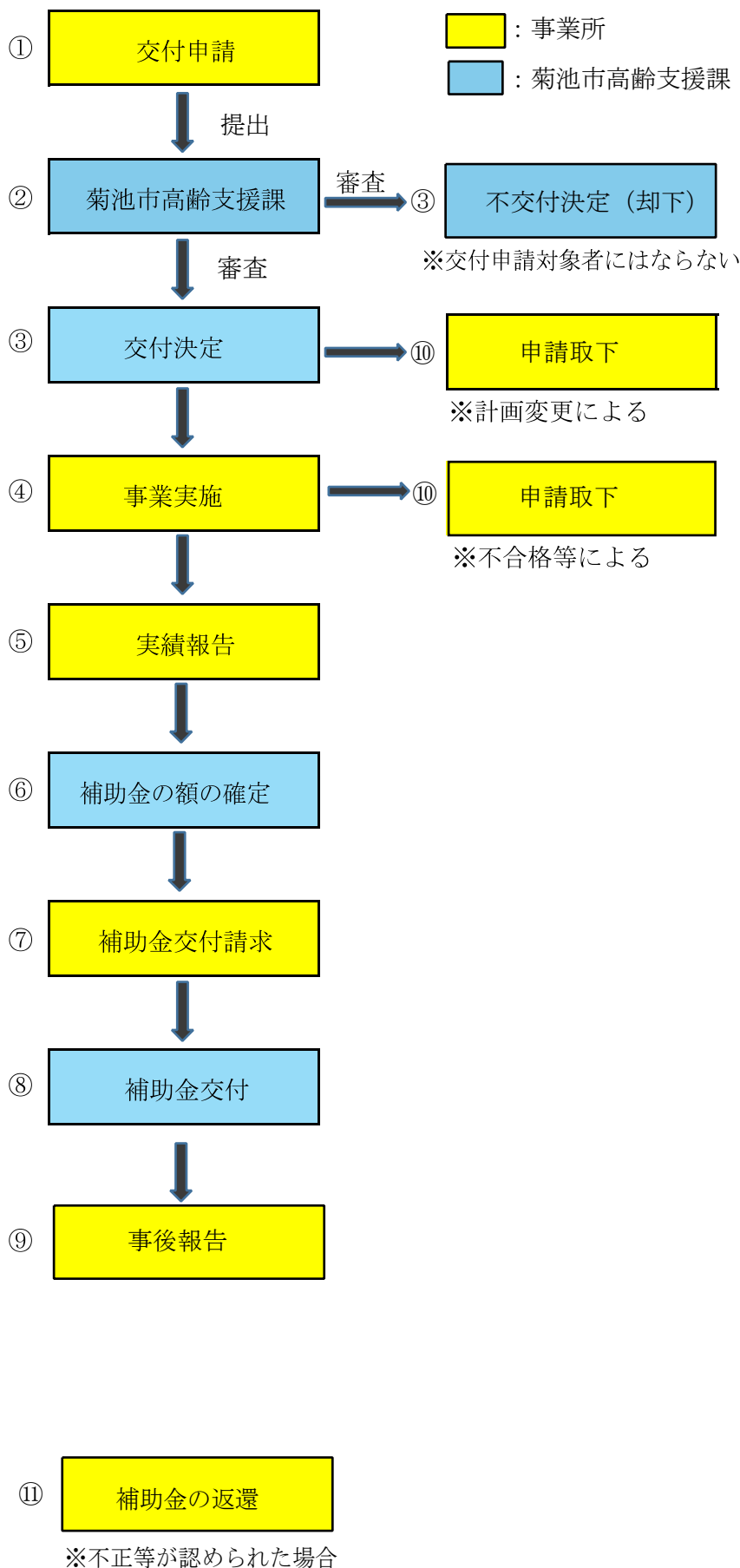


菊池市介護人材育成支援事業補助金 手続きの流れ



①人材育成支援事業補助金の交付を希望する事業所は市に交付申請書（様式第1号）事業計画書（様式第2号）、雇用証明書、勤務表の写し、研修要綱の写し、市税に未納がないことを証する書類を提出する。

②③市は事業所からの交付申請書等の内容を審査して、要件を満たす場合には「交付決定通知書」、要件を満たさない場合には「却下通知書」を通知する。

④交付決定通知を受けた事業所は、研修等に職員を受講・受験させる。

⑤事業所は、研修等の完了後、速やかに実績報告書（様式第5号）、修了証明書（合格通知書）、雇用証明書、勤務表の写しを提出する。

⑥市が報告内容を審査し、交付要綱に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）を通知する。

⑦確定通知書を受けた事業所は、請求書（様式第7号）に確定通知書の写しを添えて市に請求する。

⑧市から補助金が事業所の口座に振り込まれる。

⑨事業所は個人負担分を精算・補填し、証拠書類（領収書、振込記録等の写し）を提出します。

⑩事業所の計画変更や試験の結果等により申請を取り下げるときは、申請取下届出書（様式第4号）を市に提出する。

⑪不正等が認められた場合には、補助金を返還してもらう。